

平成 27 年 7 月 7 日	
所属	障害福祉課
所属長	沖田 信次
電話	(06) 6489-6397

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者の指定の  
取消しについて

1 概要

以下の事業所について監査を実施した結果、不正請求等の事実が認められたため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業所の指定を取り消すもの。

2 対象となる事業所

- (1) 法人の名称 特定非営利活動法人大阪ダルク・アソシエーション（大阪市東淀川区下新庄 4 - 21）
- (2) 事業所の名称 兵庫ダルク（尼崎市東園田町 3 - 41 - 1 - 505）
- (3) 指定年月日 平成 24 年 10 月 1 日

3 指定の取消しを行う事業

指定共同生活援助

4 指定取消日

平成 27 年 8 月 1 日（指定の効力が満了する日は平成 27 年 7 月 31 日）

5 指定の取消しを行う理由

- (1) 法第 50 条第 1 項第 5 号（不正請求）に該当する事実について  
入院中の利用者に対して、サービスの提供を行っていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求した。
- (2) 法第 50 条第 1 項第 6 号（虚偽報告）に該当する事実について  
入院中の利用者に対して、サービス提供を行っている事実がないにもかかわらず、サービス提供を行ったものとして虚偽の業務日誌及びサービス提供記録簿を作成し、提出した。
- (3) 法第 50 条第 1 項第 7 号（虚偽答弁）に該当する事実について  
入院中の利用者に対して、サービス提供を行っている事実がない期間において、管理者及びサービス管理責任者は、「業務日誌に記載のとおりサービスを提供し、利用者に業務日誌の内容を確認してもらい、サービス提供記録簿に押印をもらっていた」旨の虚偽答弁をした。

6 事業者に対する経済上の措置

不正に請求を行い給付費の支払を受けた額については、当該額に加え、当該額に百分の四十を乗じて得た額の徴収を行う。

不正請求に関する返還予定額 約 262 万円

以 上